

議案第42号

那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けてこれを議会に付議する。

令和8年6月29日提出

那珂市長 先 崎 光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和8年6月9日付けで那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、条例案に市長の意見を付して議会に提出するものです。

那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業について、賛成または反対の市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業に、賛成又は反対の意思を表明する住民投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により市の権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を那珂市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する那珂市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであって、前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において本市の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

(投票の方法及び代理投票)

第7条 投票は、1人1票とする。

2 投票人は、那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業について、賛成のときは○、反対の時は×の記号を投票用紙に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら○または×の記号を記載できない投票人は、法第48条の規定の例により代理投票を行うことができるものとする。

(投票所における投票及び期日前投票)

第8条 投票人は、投票日の当日自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人自らが投票所へ行くことができないときは、法第48条の規定の例により期日前投票を行うことができるものとする。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第10条 住民投票において次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○または×の記号以外の表記を記載したもの
- (3) ○または×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○または×の記号と判別し難いもの
- (5) ○または×の記号を両方記載したもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、投票資格者の投票に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する活動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は、不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例による。

(結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた時は、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

意見書

那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例の制定請求が、請求代表者である一色真由美氏、遠藤秀男氏、根本慎介氏から提出されましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、次のとおり意見を申し上げます。

本件請求に係る住民投票条例（以下「本条例」という。）は、本市が進める道の駅整備事業（以下「本事業」という。）の是非を住民投票により問うことを目的としています。

本事業の実施に当たりましては、これまで市民の代表である議員の皆様に対し、適宜進捗状況等を説明してまいりました。

市議会におかれましても、多角的な観点から慎重な議論を積み重ねていただき、議会制民主主義の原則に基づいた適切な審議を経て、本事業の推進についてご判断をいただいていた経緯がございます。

今般、3,714名の市民の方々が本条例の制定を求める直接請求に署名された事実を重く受け止めながらも、市といたしましては、今後も本事業に関する情報を積極的に発信していくとともに、市議会に対しましても、事業の進捗報告や関連する予算案、工事請負契約等の議案審議を通じ、引き続き丁寧な対応に努めてまいり所存です。

1 本事業の経緯について

まず、本事業に係る経緯についてご説明申し上げます。

那珂インターチェンジは供用開始されてから42年が経過しており、これまでも周辺開発について何度も検討されてきましたが実現には至っておりません。

そのような中、国道118号の4車線化や県植物園のリニューアルなどを好機と捉え、那珂インターチェンジ周辺地域を活用した産業振興や地域活性化につなげる拠点の創出に向け、検討を開始したところであります。

この検討を経て、令和2年度には「那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針」を策定し、それに基づき、令和3年度に市場環境調査を実施、令和4年度に基本構想及び基本計画を取りまとめ、令和6年度に基本設計を、令和7年度には実施設計を策定するとともに事業用地の取得を完了し、令和8年度からは造成工事に着手しております。

いずれも計画等の策定に当たりましては、市民代表の方や関係団体、有識者、関係機関等で構成される検討委員会や準備委員会を通じて多角的な視点から議論を重ねてまいりました。

また、令和7年1月には、市内2か所での市民説明会の開催に加え、パブリックコメントを実施し、多くの市民の皆様から貴重なご意見を頂戴しております。

現在は、実施設計を基に、運営体制の構築を図るべく、開業を見据えた取組について各種準備委員会において協議検討を行うとともに、建築・外構工事の着手に向

けた準備を進めているところでございます。

今後も事業内容や進捗状況について積極的に情報発信を行い、市民の皆様にご理解ご協力をいただきながら事業を着実に推進してまいります所存です。

2 請求の要旨に対する市の見解について

次に、請求の要旨に対する市の見解についてご説明申し上げます。

(1) 情報公開と説明責任について

近隣の道の駅や県内で直近に整備された道の駅では住民説明会が開催されていない中、本市においては、令和7年1月に市内2か所での市民説明会を開催し、合計321人の方にご参加いただきました。また、当日会場に来られない方を対象としたユーチューブによるリアルタイム配信も行っております。加えて、パブリックコメントの意見募集を同時期に実施しており、その期間中にも配信を行い、合計174人の方にご視聴いただいております。

市民説明会及びパブリックコメントで頂いたご意見に対しては、全てに市の考え方を示すとともに公表し、説明会以降も、電話やメール、窓口等にお寄せいただく個別のご質問に対して、その都度、担当課が誠実に対応しているところでございます。

今後も事業の進捗状況について、ホームページや市報等を活用し積極的に周知を図っていくとともに、市民参加型のワークショップや関連イベントなどを通じ、より一層の理解促進に努めてまいります。

(2) 収支シミュレーションと概算事業費について

実施設計における収支計画におきましては、飲食コンテンツの具体化や運営体制・各種経費の精査、施設使用料の設定等を踏まえ、より実態に即した収支シミュレーションを行っております。

また概算事業費においては、設計内容の具体化及び資材価格や人件費の上昇等を踏まえるとともに、基本設計時には含まれていない、什器備品等の付帯工事費や、県が負担する南側駐車場内トイレ工事費等を加え、基本設計時と比べ事業費は増加していますが、活用可能な国庫補助等の精査を行い、実質的な市の負担額について抑制を図っております。

なお、現時点におきましては、基本設計から施設配置等の大きな変更はないことから、追加の説明会開催やアンケートの実施については、慎重に判断させていただきます。

(3) 建築アドバイザーとの契約について

基本設計及び実施設計アドバイザリー業務につきましては、本市の道の駅が掲げるコンセプトである、周辺環境との調和や細部に渡った空間設計などを具現化するとともに、多くの集客効果が期待され、観光資源、市の象徴となる道の駅を建設するため、これまでの実績から、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する、藤森研究室と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に

基づき随意契約を締結しております。なお、選定にあたっては、建設準備委員会及び第三セクター設立準備委員会において検討を重ね、指名委員会を経て、令和6年4月の議会全員協議会への報告後、委託契約を締結しております。

なお、近年の資材価格の高騰といった社会経済情勢を鑑み、藤森研究室との委託料につきましては、上限額を設定することを協議してまいります。

(4) 用地買収手続きについて

事業用地取得に関する手続きにつきましては、法令、関係条例及び裁判例に基づき適切に執行しており、令和7年度に完了しております。

なお、買収価格については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価の単価を採用し、不動産評価審査会を経て決定しております。

(5) 財政への影響について

道の駅の整備に当たりましては、国庫からの補助金等のほか、地方債を有効活用するとともに、なお不足する財源につきましては、特定目的基金を積極的に活用するなど、通常事業とは別枠で財源確保を図ってまいります。

また、施設の建設に係る地方債の元利償還金や管理運営経費につきましては、後年度の財政負担となることを踏まえ、引き続き、市として、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

3 本事業の必要性について

最後に、本事業の必要性についてご説明申し上げます。

現在、本市は人口減少や産業衰退といった喫緊の課題に直面しております。それらの課題に対し、何の手立ても講じなければ、まちの賑わいや交流・関係人口が喪失し、さらなる地域経済の衰退を招きかねません。そのためにも、交流人口を拡大し、移住・定住の促進を図り、持続可能な地域経営を確立するための取り組みが求められております。

そのような中、これまでの経緯でも触れましたが、令和2年度に策定した「那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針」において、本市の課題を洗い出し、それらの課題は、「交流・観光」「産業振興」「市民生活の安心・安全」の3点に集約されました。さらにはインターチェンジ周辺地域という観点から、県北地域の玄関口としての役割をも担うものと捉えております。

第一に、市の魅力発信による交流人口の拡大です。

那珂インターチェンジという交通結節点に、県北地域の玄関口としての情報発信機能を備えた拠点を整備することで、本市の魅力を発信し、認知度を高め、これにより、単なる通過点ではなく、ハブ機能を有する「周遊の起点」へと転換し、域外からの来訪者を積極的に呼び込みます。そのような取り組みによって、交流・関係人口が拡大し、移住定住への促進に繋がり、さらには、本市へ目を向けていただける企業が現れ、地域経済の活性化がもたらされます。

第二に、地域産業の持続と活性化です。

本市の基幹産業である農畜産業では、従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、生産性の向上と担い手確保が急務となっています。本施設を地場産品の直売や加工、6次産業化を推進するプラットフォームとして機能させ、地域ブランドの強化と農業所得の向上を図り、さらには、観光の拠点と位置付け、市内周遊を促す仕掛けづくりをすることで、商業振興へも繋げるなど、地域の稼ぐ力を高める役割を担います。

第三に、市民生活の安心・安全と利便性の向上です。

本施設は、全天候型プレイゾーンや晴天プレイスペースの整備により、子育て世代が気軽に集い、交流できる場を提供します。加えて、高速バスの停留所や防災設備の設置により、首都圏へのアクセス強化や広域的な災害時における支援物資輸送の中継拠点としての機能を備えることで、平常時は地域住民の憩いの場として、非常時は災害対応の重要インフラとして、多角的に市民の暮らしを支えます。

本事業は、こうした公益性の高い公共施設としての役割を果たすことに加え、産業振興、交流関係人口の拡大等により得られる果実を本市の教育、福祉の向上に循環させ、将来にわたり本市の活力を維持し、次世代へ持続可能なまちを引き継ぐための「未来への投資」とであると確信しております。

それを実現するためにも、道の駅整備の推進は、極めて重要なプロジェクトであります。

以上のとおり、本件住民投票条例の制定請求に係る意見を述べさせていただきました。

本事業は本市の産業振興や地域活性化、市民の利便性向上や福祉増進に向けた喫緊の課題への対応であり、議員の皆様におかれましては、本条例が今後の市政に及ぼす影響を鑑み、慎重なるご審議及び適切なお判断を賜りますようお願い申し上げます。

那珂市条例制定請求書

那珂市複合型交流拠点「道の駅」推進事業の賛否を問う住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

那珂市は概算事業費約43.2億円の道の駅建設を計画しています。しかし、道の駅運営の収支シミュレーションについて十分な審議がされず、市民への情報公開は不徹底かつ説明も不十分なまま事業が進められています。

以下の理由から、那珂市は複合型交流施設「道の駅」推進事業について、市民が判断できる十分な情報提供を行い、市民の意思を問うべきと考えます。

- (1) 那珂市議会産業建設常任委員会より、市民に対しての説明会を継続的かつ丁寧に行うべきとの要望を受けておりましたが、説明会は1日2会場のみの実施にとどまり、多くの市民が手を挙げているにもかかわらず、時間を理由に質疑応答を打ち切りました。更に説明会の様子を記録したYouTube動画は不可解な理由で削除されました。透明性の確保が求められる行政運営において、この対応は市民の信頼を損なうものと言わざるを得ません。
- (2) 令和7年度に行われた実施設計において、基本設計に比べて収益シミュレーションと概算事業費に大幅な変更がありました。しかし、その大幅な変更について市民に向けた説明会は行われず、最新の情報を踏まえたアンケートも実施されず、市民の意思を確認する機会がありません。
- (3) 道の駅のデザインの為に、市はわざわざ建築アドバイザーとして藤森照信氏と随意契約を結んでいます。しかし、この随意契約の公平性・透明性は市民に対して全く示されていない上に、藤森氏へ支払う契約金も未確定なままです。
- (4) 道の駅建設予定地の用地買収は、個別の議案として市議会に諮られないまま進められました。このため、建設予定地が適正な価格で売買されていたのかを確認することができません。
- (5) この事業を進めた場合、建設の為に市債の償還と公益部門の維持管理費が、毎年の市の財政を圧迫し、高齢者福祉、子育て支援、生活環境整備など、本来必要な事業や公共サービスが困難になり、住民の福祉が低下する可能性があります。

2. 請求代表者

茨城県那珂市 []
氏名 一色 真由美 生年月日 [] 性別 []
茨城県那珂市 []
氏名 遠藤 秀男 生年月日 [] 性別 []
茨城県那珂市 []
氏名 根本 慎介 生年月日 [] 性別 []

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

令和8年4月1日
令和8年6月9日

那珂市長 先崎 光 様